

— 賃料保証で終身借上げ —
住宅資産を売却することなく安全に活用できます



「マイホーム借上げ制度」の ご案内

私たちは「マイホーム借上げ制度」を通して
家が資産として活用される道を拓きます。



一般社団法人
移住・住みかえ支援機構

機構概要

【法人名】	一般社団法人 移住・住みかえ支援機構
【英文名】	Japan Trans-housing Institute (JTI)
【設立】	平成18年4月18日
【住所】	〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-20 平河町辻田ビル5F
【基金】	4500万円
【代表理事】	大垣尚司(立命館大学教授)

(平成23年10月現在)

- ◎ 住みかえ資金に
- ◎ もうひとつの
年金として
- ◎ 空き家対策に



一般社団法人 移住・住みかえ支援機構(JTI)

住まなくなった家は「マイホーム借上げ制度」でしっかり活用。 賃料保証で終身借上げだから安心です。

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 (JTI) の「マイホーム借上げ制度」は、シニアの皆さま (50歳以上) のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

🏠 「マイホーム借上げ制度」の特長

1 借り手がつかない時も最低賃料を保証。しかも終身まで借上げます。

制度を申し込み後、1人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても規定の最低賃料を保証します (査定賃料下限の85%が目安)。空室時の賃料保証に関しては、JTIの内部準備金をこれに充てますが、万一資金不足になった場合に備えて、国の基金も用意されているので安心です。



2 入居者とは3年の定期借家契約だから再び家に戻ることができます。

3年毎に契約が終了する定期借家契約を活用しているため安心。賃借人が居座ったり、立ち退き料を請求されることはありません。契約を更新しなければ、マイホームに戻ることができますし、売却することもできます。

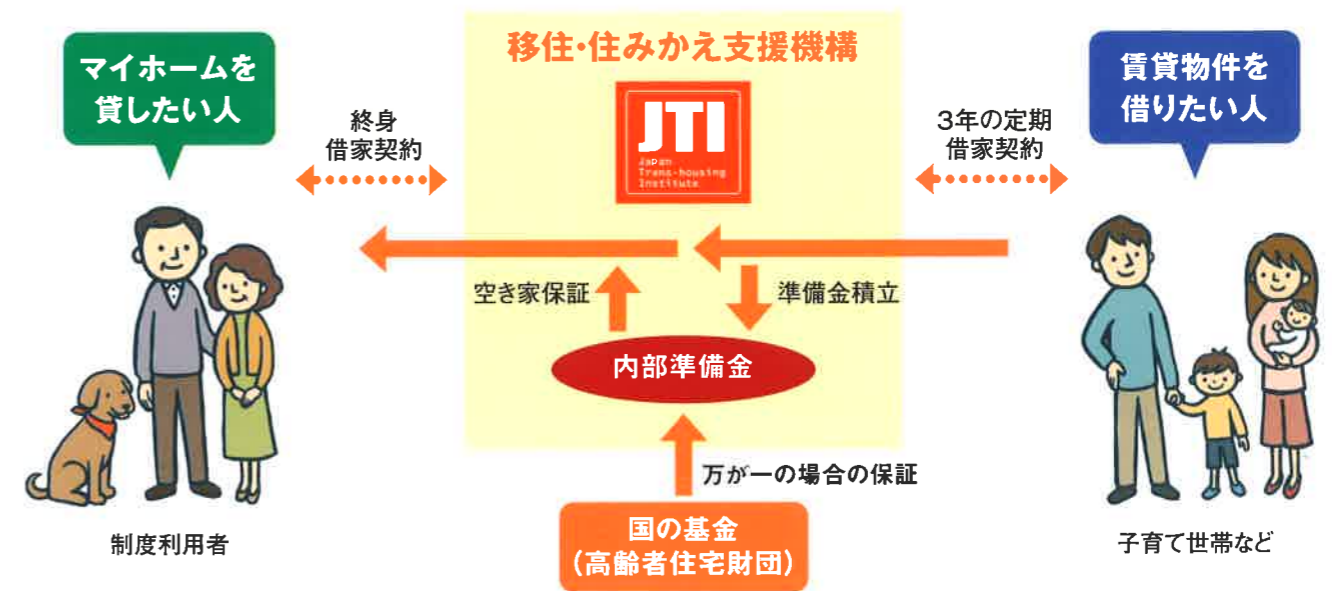


3 JTIが制度利用者に代わり責任を持って転貸します。

JTIが借上げて転貸するので、一般の賃貸のように家のオーナーが賃借人と直接関わることはありません。家賃の未払い、家の不適切な使用など、賃借人とのトラブルの心配は無用です。

🏠 「マイホーム借上げ制度」のしくみ

皆さまの家が社会の財産として活用されます



制度利用者のメリット

- 空室時も安定した賃料収入が見込めます
- 万一に備え、国の基金があるから安心
- 3年毎の契約見直しで、マイホームに戻ることも可能
- JTIに登録されたハウジングライフ (住生活) プランナーが、しっかりサポート

子育て世帯など家を借りる人のメリット

- 良質な住宅を、相場より安い家賃で借りられます
- 敷金や礼金が必要ありません (契約時の仲介手数料などは必要となります)
- 壁紙など一定の改修が可能です (オーナーの了承が必要となります)
- 3年毎の再契約は優先して再契約することができます

ご利用の条件

- 日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
- 住宅に一定の耐震性が確保されていること

※土地や建物に抵当権などが設定されている場合、制度の利用をお断りする場合があります。詳しくはJTIにお問い合わせください。

制度の詳細はJTIのホームページをご覧ください

<http://www.jt-i.jp>